

WKFルール変更に伴う改正内容 ver.1

組 手

平成27年4月1日施行

※『空手競技規定 第3版』

(平成25年度4月1日)に

対する変更点

	変更	解説	条項
1	競技者の位置には、ラインテープではなく色の違うマットを使用する。	組手競技に関する項目。ラインテープがはがれるなど進行の妨げになるため。国内でもすでに現行の全日本選手権大会等で行なっている。	組手第1条 競技場 付録5 組手コートレイアウト
2	女性審判員は、宗教上の衣料を頭部に着用できる。(WKF公認の物に限る。Hijab=ヒジャブのこと)	WKFの競技大会には、さまざまな国が参加を希望している。宗教上の服装によってその機会を失わないよう、競技運営に支障がないようデザインされた服装であれば認めるようになった。	組手第2条 服装、審判 pt.2
3	道着の上着は必ず腰の部分に紐(ひも)のあるものを着用。紐がない道着は使用不可。	競技中に道着がはだけて見苦しい場面が多く見られ、観客・メディアを意識して設けられたルール。男女とも、形にも組手にも適用する。	組手第2条 服装、競技者 pt.3
4	2015年2月28日をもって、カデットが着用を義務づけられている安全具の中からフェイスマスクを除く。	現行のフェイスマスクに問題が多く発生しているため、安全具を改良することを前提に、とりあえず「使用中止」という措置を取る。ただし11月のWKF世界ジュニア&カデット大会では使用予定。	組手第2条 服装、競技者 pt.9.6 ※2015年1月 オープンドバリで新たに申し合わせた。
5	決勝戦では、コーチは正装すること。それ以外は国代表のトラックスーツを着用、IDをかけて椅子に座る。短パンや荷物を持ち込む・騒ぐことは禁止。	メディアが競技大会を放映するにあたり、競技者、審判員が定められた服装を着用するのと同様、それを見守るコーチにもフォーマルな服装が義務づけられた。	組手第2条 服装、コーチ pt.1
6	個人戦において、抽選後に競技者名を変更することはできない。	期日までに出場申込みをした競技者本人が出場することは、正規の競技大会として当然である。大会当日になって別の競技者と代えるような事態が起こらぬよう、ルールで明確化された。	組手第3条 組手競技 pt.2
7	メダル獲得に係わる試合においても、競技時間は予選と同じ(1分間の追加はなくなる)。	決勝戦・3位決定戦については競技時間を1分間延長していたが、競技者の消耗が激しく、充実した競技とならないケースが多くなりため。	組手第5条 試合時間 pt.1
8	すべての競技者に通常の競技時間と同じだけのインターバルが与えられる。ただし、(敗者復活戦で)防具の色を変更する場合は、5分間が与えられる。	組み合わせの都合上、競技者が続けて競技を行なう時は、競技時間と同じ休憩時間を与える。ただし、敗者復活戦で色の違う安全具に付け替えなくてはいけない場合は5分を与える。	組手第5条 試合時間 pt.4
9	残心の定義の簡略化	ポイントが評価される際に一番見逃されやすい点。相手の反撃の可能性に対し、反応できるための継続した集中力を持った状態。	組手第6条 得点、説明VI
10	予選、メダル獲得に係わる試合で双方が反則(disqualification)となった場合の対応。	メダルに係わる競技で両者が反則となった場合は「判定」によって勝敗を決め、順位を決めることが明確化された。メダルに係わらない予選であれば、判定は行なわず、勝者無しとなる。	組手第7条 判定基準 pt.6
11	残り10秒を切った後は「不活動」を与えない。	残り時間10秒では「不活動」は起こりえないという考え方。該当する状況になっても、残り10秒を切った後は不活動そのものを与えない。	組手第8条 禁止行為、カテゴリー2 pt.5
12	得点するため・投げるために両手でつかむことを禁止。片手でつかむことは許される。自分の身を守るために相手をつかむことは許されるが、身体が床についたら即座に手を離さなくてはならない。	両手でつかむこと自体が禁止された。ただし①片手で相手の蹴りを抱え、もう片方の手でつかみ、投げること、②身を守るために両手で相手をつかむことにはC2を与えない。	組手第8条 禁止行為、カテゴリー2 pt.6&7および説明XI
13	ビデオレビュー(ビデオ判定を行なう)。タタミマネジャーが指名した2名が判断。2名の同意があれば、判定を覆すことができる。	コーチは、副審が得点表示をしなかった技に対してビデオレビューを要求する権利を持つ。レビューの結果、コーチの訴えが認められれば得点が与えられ、認められなければそれで降権を失う。(ただし、予選で権利を失っても、メダルに係わる競技では再度、権利を与えられる。	組手第11条 異議申し立て pt.13
14	業務分担をし、主審はペナルティー、副審は得点と場外を担当する。	これまで主審と副審が役割分担をしてきたが、より明確化された。主審は違反行為について責任を持ち、副審は得点技について責任を持つ。	組手第12条 権限と職務 主審、副審
15	主審・副審の業務分担に変更があったため、主審の「ヤメ」に係わる条項にも変更を加えた。	各条項で明記。	組手第13条 競技開始、中断、終了 pt.8
16	つかみの説明で、「2秒」を「即座」に変更する。	攻撃を仕掛けるために2秒が猶予されていたが、今後は即座に攻撃を仕掛けることが求められる。	組手第13条 競技開始、中断、終了 pt.8
17	投げの後、得点するために認められる時間を従来の「2秒」から「即座」に変更する。	「つかみ」と同様、相手を投げた後には即座に攻撃することが求められる。	組手第13条 競技開始、中断、終了 pt.8
18	条項の削除	ルール変更はWKFスポーツ委員会にて提案され、WKF理事会で承認される。	「組手第14条 修正」を削除
19	条項の修正	各条項で明記。	「付録3 投げと怪我」を修正
20	ウェイトカテゴリー(階級)を変更する。	参加者数などを考慮して、アンダー21(18~20歳)組手の階級が増えた。(アンダー21のみ)	付録8

WKFルール変更に伴う改正内容 ver.1

形

平成27年4月1日施行

※『空手競技規定 第3版』
(平成25年度4月1日)に
対する変更点

	変更	解説	条項
1	団体形では、礼をした時に計測をスタートする。分解が終われば、礼。最後の礼で時計を止める。分解開始時に礼をすれば、減点。	最初の礼、最後の礼を忘れた場合は反則となる。形演武・分解含めて6分間以内。	形第3条 形競技 pt.6 形第5条 評価基準
2	形リストの再導入及び改定。	WKFでは形リストを廃止したが、形は文化であり、継承されるべきであると考えられ、その名称と挙動についてはリストを作って基準とする。	形第5条 評価基準
3	形の判定基準は、以前の4項目から3項目となった。	判定基準の細かな点がこれまでは4項目に分けられていたが、分類を変え、3項目にした。判定基準そのものが減った訳ではない。	形第5条 評価基準
4	審判団は、形リストにある形の特徴が演武されているかどうかを評価しなければならない。	意図的に道着を叩いて音を出したり、不自然な呼吸音については、形本来の意味に反するため、とくに厳しく減点する。(判定基準の1/3が0点と見なされる)	形第5条 評価基準
5	「数秒間演武が途切れた…」という語句を、「演武が途切れた…」に変更する。	演武が途切れたと判断するにあたり、「数秒間」という決まりがなくなった。	形第5条 評価基準、反則
6	礼に関する変更。形演武前と演武後に礼を行なう。演武前後に礼をしなかった場合、反則となる。	赤・青の形競技者の礼が揃わないことがある。オリンピックを目指す競技としてメディアや観客への印象も考慮し、形は礼の方法を定めた。守らなければ反則となる。	形第5条 評価基準、反則 形第6条 競技運営
7	帯が緩んだ場合はペナルティー。帯が床に落ちた場合は反則。	日本では帯がほどけて床についた時点で反則となる。WKFでは帯の「ゆるみ」についても減点対象にすると明記された。帯が尻の下まで緩んでしまった場合、減点する。	形第5条 評価基準、反則
8	はっきりと分かる合図は減点の対象となる。(息吹、道着を叩くことは大きく勝敗にかかわるくらい減点)	形の意味を理解していれば、道着を叩くという行動は起こらないはず。道着を叩く(Slapping)は減点。	形第5条 評価基準、失格/減点
9	反則(disqualification)を促す際の集合。	形競技において主審が反則を考慮した場合、集合をかける。(主審による行為であることを明記)	形第6条 競技運営 pt.6.
10	赤が形を演武した後、青が何らかの理由で棄権となった場合、赤は次の試合で当該試合で演武した形を演武できる。	通常の棄権と同様に考える。	形第6条 競技運営 pt.6
11	メダルに係わらない競技で両者が反則となった場合、勝者なし。結果は宣告されない。メダルに係わる競技では、両者反則(旗をクロスして持つ表示、両者に)とした後に判定を行ない順位を決める。	メダルに係わる競技で両者が反則となった場合は「判定」によって勝敗を決め、順位を決めることが明確化された。メダルに係わらない予選であれば、判定は行なわず、勝者無しとなる。	形第7条 競技運営 pt.3&4
12	用語「スクール」を「スタイル(流派)」に変更。	これまで流派を意味する英語として「スクール(school)」という単語が使われることもあった。しかし、2015年以降は「スタイル(style)」または「流派(ryu-ha)」に用語を統一する。	

実務上のガイドライン

〈組手〉

- 監査は、技が時間内に行なわれたものか(競技終了の)ブザーの後に行なわれたものか、とくに注意して見る。
- 副審は、他の副審をサポートする(意見に同意して旗表示をする)場合、1秒以内に結論を出す。
- 足(脚)をつかみに行った投げは、カテゴリー1。カテゴリー2ではない。
- 相手の頭が動き、突きが抜けたものはカテゴリー2とは考えない。相手の頭が動いておらず、突きが抜けたものは「コントロールされていない」と考える。
- 残心を考える時に、目線は非常に重要。中段突きでいかに相手をとらえていても、目線が流れているものは技としない。

- ドクターが「競技続行可」とした場合は、主審の判断で競技続行可能・不可能を決めることができる。ただしドクターが「続行不可能」と判断した場合は、主審が競技続行の判断をしてはならない。(主審に判断の権限があるが、ドクターの意向に従う)

〈形〉

- 流派で認められた少しの変更は認められる。
- 団体形は一致性優先で評価する。団体で行なう意味を考える。
- 団体形の分解で相手にケガをさせた場合、減点とする。分解も組手同様、コントロールが重要であるため。
- 技術的な難易度と芸術性を混同しないように。形はショーではない。